

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.5%
全職員	91.4%

※任期の定めのない常勤職員以外の職員は、任期付職員、臨時的任用職員、再任用職員、会計年度任用職員含む。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職（局部長級）	%
本庁課長相当職（課長級）	100.9%
本庁課長補佐相当職（課長代理級）	97.9%
本庁係長相当職（係長級）	92.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	104.4%
31～35年	97.7%
26～30年	93.7%
21～25年	96.0%
16～20年	92.7%
11～15年	93.7%
6～10年	94.5%
1～5年	94.3%

【説明欄】

- ① 「本庁部局長・次長相当職」区分には該当する職員がいないため、記載なし。
- ② 短時間勤務の職員及びパートタイムの職員について、年間総勤務時間数を、常勤職員の1年あたりの総勤務時間数で除すことにより職員数を算出している。
- ③ 扶養手当について、受給者に占める男性の割合は65.9%である。
- ④ 特殊勤務手当について、1人当たりの特殊勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は52.5%である。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
管理的地位にある職員	14.6%	14.6%	16.5%

【説明欄】

- ・教員のうち、校長・准校長の割合。
- ・令和７年度においては、16.5%となっており、増加傾向となっている。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
本庁部局長・次長相当職（局部長級）	%	%	%
本庁課長相当職（課長級）	23.5%	23.2%	25.0%
本庁課長補佐相当職（課長代理級）	66.7%	75.0%	66.7%
本庁係長相当職（係長級）	24.5%	24.8%	23.4%

【説明欄】

- ・「本庁部長級・次長相当職」区分には該当職員がいないため、記載なし。
- ・本庁課長相当職（課長級）⇒校長・准校長・園長・所長
本庁課長補佐相当職（課長代理級）⇒事務主幹
本庁係長相当職（係長級）⇒事務主任・副校長・教頭

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	31.8%	35.4%	54.6%
女性	100.0%	99.2%	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	0.0%	0.0%	0.0%
女性	100.0%	80.0%	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.6%	0.7%	0.0%	0.0%
1週間以上2週間未満	4.0%	2.9%	0.0%	0.0%
2週間以上1月以下	28.3%	2.0%	0.0%	0.0%
1月超3月以下	20.2%	1.4%	0.0%	0.0%
3月超6月以下	17.9%	4.9%	0.0%	100.0%
6月超9月以下	9.8%	15.3%	0.0%	0.0%
9月超12月以下	16.8%	33.1%	0.0%	0.0%
12月超24月以下	1.2%	30.2%	0.0%	0.0%
24月超	1.2%	9.5%	%	%

【説明欄】

- ・同一の子に対して同年度中に2回以上の育児休業を取得することも想定されるが、取得期間については当該子に対して初めて取得した育児休業の期間とする。
- ・男性職員においては、2週間以上1月以下が最も多く、女性職員においては、9月超12月以下が最も多かった。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

校種	令和5年度	令和6年度	令和7年度
幼稚園	19 時間 41 分/月	20 時間 28 分/月	19 時間 14 分/月
小学校	25 時間 02 分/月	23 時間 34 分/月	21 時間 52 分/月
中学校	39 時間 32 分/月	37 時間 31 分/月	36 時間 12 分/月

【説明欄】

- ・文部科学省の指針に基づき、教員の月平均の時間外在校等時間（※）として勤務時間を管理しており、対象者には校長・教頭等及び臨時的任用職員を含む。
- ・月平均の時間外在校等時間については、年々減少傾向にあり、着実に減少している。

（※）時間外在校等時間の定義

- ア 教員が校内に在籍している時間を対象とすることを基本とする。
- イ 所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。
- ウ これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。
- エ ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

VI 採用した職員に占める女性職員の割合

任期の定めのない常勤職員及び任期の定めのない常勤職員以外の職員にかかる
女性職員の割合

職員区分	令和7年度
任期の定めのない常勤職員	58.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	59.3 %

※任期の定めのない常勤職員以外の職員は、任期付職員、臨時的任用職員、再任用職員を指す。

【説明欄】

- ・任期に定めのない常勤職員、任期の定めのない常勤職員以外の職員ともに女性職員の割合が高くなっている。

VII 職員の年次休暇の取得日数の状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
日数	18.2 日／年	17.1 日／年	17.3 日／年

【説明欄】

- ・ 令和5年度以降の実績としては、平均として年間17日以上 の年次休暇を取得している。